

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、佐倉市長、佐倉市農業委員会会長及び佐倉市教育委員会教育長より通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

監査結果告示日 令和7年12月22日
措置結果告示日 令和8年 2月20日

佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊
佐倉市監査委員 岡 村 芳 樹

令和7年度定期監査及び行政監査（第1回）

監査対象部署

[予備監査及び監査委員監査]

市民部（市民課、健康保険課、自治人権推進課、佐倉市民サービスセンター、佐倉市パスポートセンター、ミレニアムセンター佐倉、消費生活センター、市民公益活動サポートセンター）、福祉部（社会福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課）こども支援部（子育て交流センター）、健康推進部（健康推進課、母子保健課）、経済環境部（農政課、商工振興課、生活環境課、廃棄物対策課）、農業委員会事務局、教育部（中央公民館、佐倉図書館）

[書面審査]

市民部（志津出張所、臼井・千代田出張所、根郷出張所、ユーカリが丘出張所、和田出張所、弥富派出所、西志津市民サービスセンター、志津コミュニティセンター、和田ふるさと館、千代田・染井野ふれあいセンター）、こども支援部（こども政策課、こども保育課、こども家庭課）、都市部（都市計画課、公園緑地課、建築指導課、住宅課、市街地整備課）、選挙管理委員会事務局

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>1 指摘事項</p> <p>(1) 契約事務について</p> <p>ア 事業の執行伺の記載について（障害福祉課）</p> <p>執行伺については、佐倉市契約事務要綱第3条により、事業を執行するときは、執行伺の起案に事業名、事業場所等の必要事項を明記しなければならないことが規定されている。</p> <p>しかし、執行伺の記載内容に誤りのあるものが1件認められた。</p>	<p>1 指摘事項</p> <p>(1) 契約事務について</p> <p>ア 事業の執行伺の記載について</p> <p>契約事務の執行伺いにつきましては佐倉市契約事務要綱を遵守するとともに、入札事務や随意契約のチェックリストを活用するなど、チェック体制の強化を図ることで、適正な契約事務を確保し、再発防止に努めてまいります。（障害福祉課）</p>

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。</p> <p>イ 随意契約該当理由について（自治人権推進課、社会福祉課、健康推進課、農業委員会事務局）</p> <p>随意契約執行の際、随意契約の根拠となる地方自治法施行令第167条の2第1項に記載されている理由の選択誤りが5件（自治人権推進課1件、社会福祉課1件、健康推進課2件、農業委員会事務局1件）認められた。</p> <p>今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を確保されたい。</p>	<p>イ 随意契約該当理由について</p> <p>随意契約該当理由の選択につきましては、地方自治法施行令に記載されている内容を確認し、理由の選択に誤りがないよう、チェック体制の強化を図ることで適正な契約事務の確保に努めてまいります。（自治人権推進課）</p> <p>随意契約事務については、佐倉市契約事務要綱等における関係規定を遵守するとともに、「随意契約チェックリスト」の活用によるチェック機能の強化を図ることにより、適正な執行に努めてまいります。（社会福祉課）</p> <p>随意契約の事務手続きに関する規定について改めて確認し理解を深めるとともにチェック機能の強化に努めました。（健康推進課）</p> <p>今後は、地方自治法施行令第167条の2第1項を遵守し、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を実施してまいります。（農業委員会事務局）</p>
<p>ウ 予定価格書について（自治人権推進課）</p> <p>随意契約においては、佐倉市財務規則第143条により、同条各号のいずれかに該当する契約を除き、同規則第128条第1項の準用により予定価格を定め、同規則第130条の準用により予定価格書を作成することが規定されている。</p> <p>しかし、予定価格書の見積書比較価格に誤りのあるものが2件、見積徴取日に誤りのあるものが1件認められた。</p> <p>今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な</p>	<p>ウ 予定価格書について</p> <p>随意契約における予定価格書につきましては、佐倉市財務規則を遵守し、予定価格書の価格や見積徴取日の確認を徹底することで記載誤りを無くし、適正な契約事務を遂行してまいります。（自治人権推進課）</p>

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>契約事務を確保されたい。</p> <p>エ 見積書について（自治人権推進課、市民公益活動サポートセンター、介護保険課、農業委員会事務局）</p> <p>随意契約においては、佐倉市契約事務要綱第26条第1項により、見積書には、見積金額、宛名、自己の名称又は商号、事業名称、事業場所及び見積徴取日を明記しなければならないことが規定されている。</p> <p>しかし、見積書に事業場所が明記されていないものが6件（自治人権推進課2件、市民公益活動サポートセンター1件、介護保険課2件、農業委員会事務局1件）、事業名称が明記されていないものが1件（介護保険課）認められた。</p> <p>今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。</p> <p>オ 随意契約関係書類について（自治人権推進課、生活環境課、農業委員会事務局）</p> <p>随意契約事務については、各担当課の責任において、適正に事務を執行する必要がある。</p> <p>随意契約における事務手続については、契約検査課により「随意契約チェックリスト」が作成されており、随意契約の事前準備から契約締結までに行う事務の進捗確認や誤り防止に活用されている。</p> <p>しかし、随意契約の事務手続について、同意書の協議同意日が会計年度前の日付となっているものが1件（生活環境課）認められた。</p> <p>また、契約締結起案の記載内容に誤りのあるものが1件（自治人権推進課）認められた。</p>	<p>エ 見積書について</p> <p>随意契約における見積書につきましては、佐倉市契約事務要綱を遵守し、記載すべき事項に漏れがないかの確認を徹底することで、適正な契約事務の確保に努めてまいります。（自治人権推進課、市民公益活動サポートセンター）</p> <p>佐倉市契約事務要綱を遵守し、見積徴取業者に対し見積書に記載すべき事項を適切に指示するとともに、起案審査時にチェックシートを活用するなど確認体制を強化し、適正な契約事務を徹底、再発防止に努めてまいります。（介護保険課）</p> <p>今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を実施してまいります。（農業委員会事務局）</p> <p>オ 随意契約関係書類について</p> <p>随意契約事務に関しましては、決裁時に「随意契約チェックリスト」を活用し、複数人で確認することで、チェック体制を強化し記載誤り防止に努めてまいります。（自治人権推進課）</p> <p>随意契約の事務手続につきましては、佐倉市契約事務要綱を遵守するとともに、最新の「随意契約チェックリスト」を活用するなど、チェック体制の強化を図ることで、適正な事務処理に努めてまいります。（生活環境課）</p> <p>今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を実施してまいります。（農業委員会事務局）</p>

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>さらに契約書中、契約相手方の名称に誤りのあるものが1件（農業委員会事務局）認められた。</p> <p>今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を確保されたい。</p> <p>（2）現金出納について ア 払込遅延について（生活環境課） 佐倉市財務規則第36条により、直接収納した現金等は、その経理を明らかにするとともに、納付書により翌営業日までに指定金融機関等に払い込まなければならないことが規定されている。</p> <p>しかし、収納金に関し、払込み遅延が15件認められた。</p> <p>今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な管理を確保されたい。</p> <p>（3）文書の管理について ア 文書の收受について（自治人権推進課） 佐倉市文書管理規程第12条により、同条第3号に規定する刊行物、ポスター等を除き、文書及び荷物は、直ちに開封して確認の上、文書の余白に文書收受印を押印するものと規定されている。</p> <p>しかし、補助金交付関係書類に文書收受印の押印のないものが1件認められた。</p> <p>今後は、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いを確保されたい。</p> <p>イ 起案文書等の日付について（健康保険課、高齢者福祉課、健康推進課、母子保健課、農政課、佐倉図書館） 佐倉市文書管理規程第19条第4号により、起案文書には、保存期間、起案年月日等の必要事項を表示するものとする規定されている。</p> <p>また、同規程第28条により、起案者は決</p>	<p>（2）現金出納について ア 払込遅延について 佐倉市財務規則を遵守し、現金管理を適正に行い、直接収納した現金は翌営業日までの払い込みを適時確実に実施し、適正管理に努めてまいります。（生活環境課）</p> <p>（3）文書の管理について ア 文書の收受について 文書の收受に関しては、受領時において即時押印をするよう徹底し、併せて起案時においても再度確認を行うなど、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いを行うように努めてまいります。（自治人権推進課）</p> <p>イ 起案文書等の日付について 起案文書処理につきましては、佐倉市文書管理規程を遵守するとともに、決裁後は決裁日及び施行日をすぐに記入し、適正な文書の取扱いに努めてまいります。（健康保険課）</p> <p>佐倉市文書管理規程を遵守し、決裁後速やかに決裁日及び施行日を記載するよう、事務</p>

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>裁の終わった起案文書（以下「決裁文書」という。）に所定事項を記入し、併せて施行の手続をすると規定されている。さらに、同規程第33条第1項により、決裁文書には施行日を表示しておかなければならないと規定されている。</p> <p>しかし、決裁日の記載漏れが7件（健康保険課1件、高齢者福祉課1件、健康推進課3件、農政課1件、佐倉図書館1件）、施行日の記載漏れが14件（健康保険課1件、高齢者福祉課2件、健康推進課5件、母子保健課1件、農政課4件、佐倉図書館1件）認められた。</p> <p>今後は、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いを確保されたい。</p> <p>ウ 起案文書の訂正について（健康保険課）</p> <p>佐倉市文書管理規程第19条第5号により、起案文書を訂正するときは、訂正を加えた箇所に朱線を引き、訂正者が訂正した旨の表示をするものと規定されている。</p> <p>しかし、訂正者の表示のないものが1件認められた。</p> <p>今後は、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いを確保されたい。</p> <p>（4）起案文書における事前の供覧について（市民課、健康保険課、自治人権推進課、ミレニアムセンター佐倉、高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課、健康推進課、母子保健課、農政課、商工振興課、生活環境課、廃棄物対策課、農業委員会事務局）</p> <p>佐倉市事務決裁規程第3条第8項により、起案者は、市長が別に定める事務に関して起案を行うときは、最初の審査者による審査を受ける前に、当該審査者が指名する職員にその内容を供覧しなければならないと規定されている。さらに、令和6年12月11日付け</p>	<p>を徹底いたします。（高齢者福祉課）</p> <p>決裁の終わった起案文書については、必要事項の記載漏れがないよう、文書施行時や保管時に確認を行うように留意いたします。（健康推進課、母子保健課）</p> <p>佐倉市文書管理規程を遵守し、決裁後は速やかに決裁日及び施行日を記載することを徹底し、再発防止に努めてまいります。（農政課）</p> <p>佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いに努めてまいります。（佐倉図書館）</p> <p>ウ 起案文書の訂正について</p> <p>起案文書の訂正につきましては、佐倉市文書管理規程を遵守し、訂正等を行ったときには、訂正者の表示をし、適正な事務処理に努めてまいります。（健康保険課）</p> <p>（4）起案文書における事前の供覧について</p> <p>今回の指摘を踏まえ、佐倉市事務決裁規程及び総務部長通知内容を改めて所属内に周知し、契約関連事務における事前供覧を確実に実施するよう徹底してまいります。</p> <p>併せて、確認者の明示漏れを防止するため、今後作成する契約関連案件については、起案時に「確認者チェックリスト」を添付し、確認者の要否と、必要な場合の確認者氏名、確認日及び確認方法を記入したうえで決裁を受ける運用といたします。（市民課、健康保険課、自治人権推進課、ミレニアムセン</p>

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>佐行第625号総務部長通知により、契約関連事務について事前の供覧を行う者（確認者）による確認を行い、その旨を明示することが追加された。</p> <p>しかし、契約の執行伺及び契約締結伺の起案において、確認者による事前の供覧が明示されていなかったものが74件（市民課4件、健康保険課8件、自治人権推進課11件、ミレニアムセンター佐倉4件、高齢者福祉課11件、介護保険課2件、障害福祉課11件、健康推進課6件、母子保健課6件、農政課1件、商工振興課4件、生活環境課2件、廃棄物対策課2件、農業委員会事務局2件）認められた。</p> <p>今後は、佐倉市事務決裁規程等を遵守し、適正な事務決裁を徹底されたい。</p> <p>2 意見</p> <p>（1）市独自補助金（助成金・交付金）における補助金交付要綱の補助対象経費について（自治人権推進課、高齢者福祉課）</p> <p>補助金（助成金・交付金）を交付するに際しては、補助対象経費の範囲を曖昧にせず明確にすることが求められる。各補助金交付要綱に規定する補助対象経費について、対象経費を列挙した最後に「等」と表記したり、「に要する費用」、「に係る費用」と包括的に表記したりするなど、補助対象経費に含みを持たせ、同要綱の規定だけでは、補助の対象となる範囲がはっきりと分からないものが見受けられた。</p>	<p>ター佐倉)</p> <p>佐倉市事務決裁規程等を遵守し、起案審査時にチェックシートを活用するなど確認体制を強化し、適正な事務決裁を徹底いたします。（高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課）</p> <p>契約関連事務については審査者の審査を受ける前に事前の供覧を行う者による確認が必要であることと、事前の確認を行った旨を明示することについて職員への周知を行いました。（健康推進課、母子保健課）</p> <p>契約関連事務につきましては、確認者による事前の供覧を確実にを行うなど、佐倉市事務決裁規程を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。（農政課、商工振興課、生活環境課、廃棄物対策課）</p> <p>今後は、佐倉市事務決裁規定等を遵守し、適正な事務決裁を実施してまいります。（農業委員会事務局）</p> <p>2 意見</p> <p>（1）市独自補助金（助成金・交付金）における補助金交付要綱の補助対象経費について</p> <p>補助対象経費につきましては、できる限り範囲を明確化するよう努めてまいります（自治人権推進課）</p> <p>補助対象経費につきまして、補助金交付要綱において補助対象となる範囲をできる限り明確に記載するよう、努めて参ります。（高齢者福祉課）</p>

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>補助対象経費については、できる限り明確にするよう努められたい。</p> <p>(2) 佐倉市企業誘致・再投資促進助成金について (商工振興課)</p> <p>佐倉市企業誘致・再投資促進助成金については、産業振興及び地元雇用の拡大に資することを趣旨としている。当該助成金の対象として、償却資産に係る固定資産税が含まれるが、償却資産については耐用年数が長くないものもあり、また、耐用年数が短ければ助成金の趣旨に沿った効果としては、限定的であると思われる。</p> <p>企業の償却資産に対する設備投資については、補助対象期間の見直しがされたものの、更なる研究・検討に努められたい。</p>	<p>(2) 佐倉市企業誘致・再投資促進助成金について</p> <p>佐倉市企業誘致・再投資促進助成金につきましては、制度趣旨をふまえて、より効果的な助成金となるよう、助成対象等について引き続き研究・検討に努めてまいります。(商工振興課)</p>